

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公開番号】特開2011-30756(P2011-30756A)

【公開日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2009-179656(P2009-179656)

【国際特許分類】

A 6 1 B 3/16 (2006.01)

A 6 1 B 8/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 3/16

A 6 1 B 8/10

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月27日(2012.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検者眼角膜に対し超音波ビームを非接触にて送信し、受信するための送受信部を有する超音波探触子を備え、前記探触子によって受信された角膜反射波の特性に基づいて被検者眼の眼圧を測定する非接触式超音波眼圧計であって、

前記被検者眼の前眼部を正面方向から観察するための観察光学系を備え、

前記探触子は、前記送受信部における送信部及び受信部のうち、いずれか一方の部材は前記観察光学系の観察光路外に配置され、他方の部材は前記観察光学系の光路を用いて送信又は受信可能な位置に配置されることにより構成されていることを特徴とする非接触式超音波眼圧計。

【請求項2】

請求項1の非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部は、所定の保持部材によって観察光路中に保持されていることを特徴とする非接触式超音波眼圧計。

【請求項3】

請求項1又は2の非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部は、固視標投影用の光束又はアライメント指標投影用の光束を通過させるための開口部が形成されていることを特徴とする非接触式超音波眼圧計。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかの非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部と前記一方の送受信部は、その中心軸が同軸となるように配置されていることを特徴とする非接触式超音波眼圧計。

【請求項5】

請求項1～4のいずれかの非接触式超音波眼圧計において、

前記一方の送受信部は送信部であって、周辺領域から前記角膜に向けて超音波ビームを送信し、

前記前記他方の送受信部は受信部であり、該送信部による角膜反射波を正面方向から受信することを特徴とする非接触式超音波眼圧計。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(1) 被検者眼角膜に対し超音波ビームを非接触にて送信し、受信するための送受信部を有する超音波探触子を備え、前記探触子によって受信された角膜反射波の特性に基づいて被検者眼の眼圧を測定する非接触式超音波眼圧計であって、前記被検者眼の前眼部を正面方向から観察するための観察光学系を備え、前記探触子は、前記送受信部における送信部及び受信部のうち、いずれか一方の部材は前記観察光学系の観察光路外に配置され、他方の部材は前記観察光学系の光路を用いて送信又は受信可能な位置に配置されることにより構成されていることを特徴とする。

(2) (1)の非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部は、所定の保持部材によって観察光路中に保持されていることを特徴とする。

(3) (1)又は(2)の非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部は、固視標投影用の光束又はアライメント指標投影用の光束を通過させるための開口部が形成されていることを特徴とする。

(4) (1)～(3)のいずれかの非接触式超音波眼圧計において、

前記他方の送受信部と前記一方の送受信部は、その中心軸が同軸となるように配置されていることを特徴とする。

(5) (1)～(4)のいずれかの非接触式超音波眼圧計において、前記一方の送受信部は送信部であって、周辺領域から前記角膜に向けて超音波ビームを送信し、前記前記他方の送受信部は受信部であり、該送信部による角膜反射波を正面方向から受信することを特徴とする。